平成２１年（フ）第６５３号
北九州市小倉北区菜園場１丁目１番15号
債務者　秋滿　秀昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０９号
名古屋市守山区森孝東２丁目814番地　森孝西住宅１棟1102号
債務者　キュイジーヌ　ソレイユこと　粥川　美紀（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８号
川崎市川崎区小田４丁目31番８号　ルネッサンス飯島203野口方
債務者　鈴木由美子（旧姓岩名）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
川崎市川崎区四谷上町１番１号
債務者　岩瀬サチ江
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
川崎市川崎区境町15番20―401号　ライオンズマンション川崎境町
債務者　三上　智弘
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
川崎市川崎区小田栄２丁目１番８―232号
債務者　門馬　沙織（旧姓白戸）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
川崎市中原区下沼部1775番地ひかりハイツ105
債務者　山口菜美江（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
川崎市中原区下沼部1933番地ハイツ田中202
債務者　齊藤　輝彦
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
川崎市川崎区小田４丁目35―12　ルミエール203号室、住民票上の住所横浜市神奈川区羽沢町1732番地２　グラシューズＡ―102号
債務者　本田　　守
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
青森市大字新城字山田５番地４
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目13番８号
債務者　吉浦　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５５１号
北九州市小倉北区篠崎２丁目21番13―302号
債務者　高橋美智代
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５７４号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台５番104号
債務者　北﨑　輝夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０５号
川崎市川崎区四谷下町20番13号和泉荘
債務者　中村　　喬
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
川崎市幸区柳町40番地５モリス川崎1205
債務者　土屋久美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
島根県松江市西津田７丁目９番28―906号
債務者　布野　澄夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
川崎市川崎区小田２丁目12番18号土屋荘
債務者　屋宜　佳功
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係